

## 規制シート(様式)

180196701490001

平成28年12月15日

規制の名称	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する規制	所管府省	経済産業省
根拠法令等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	ガス安全室 田村室長 石油流通課 田久保企画官 製品安全課 安居課長
規制目的	一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに、液化石油ガスの取引を適性にし、もって公共の福祉を増進する事を目的とする。		
規制内容の概要	<p>○液化石油ガスを一般消費者等に販売する業務を行う者に、販売事業者としての登録を義務付け、その業務を規制。</p> <p>○消費先の液化石油ガス設備が技術上の基準に適合することを点検・調査し、液化石油ガスによる災害を防止する業務を行う者を保安機関としての認定を義務付け、その業務を規制。</p> <p>○液化石油ガスを供給設備に充てる設備ごとに設置許可を義務付け、その業務を規制。</p> <p>○液化石油ガス設備工事を行う事業者の届出を義務付け、その業務を規制。</p> <p>○液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業を行う者に届出を義務付け、その業務を規制。</p> <p>○液化石油ガス器具等の届出事業者は、省令で定める技術上の基準に適合させ、省令に定める方式による検査を行い検査記録の保存を義務付け。</p> <p>○液化石油ガス器具等の届出事業者は、液化石油ガス器具等の技術基準への適合義務を履行した際は、省令の定める方式で表示(PSLPGマーク)をすることができ、表示のない製品を販売又は販売の目的で陳列することができないよう規制。</p> <p>等</p>	関連する予算	—
規制の最近の 改廃経緯	<p>○IoT技術を用いて液化石油ガス保安を高度化する集中監視システムの導入を促進するため、認定液化石油ガス販売事業者制度を見直し、認定要件の緩和・細分化などを行った。(液石法施行規則改正:平成28年4月施行)</p> <p>○液石法とガス事業法との保安規制(消費設備の再調査や、調査頻度等)を整合化した。(液石法施行規則改正:平成29年4月施行)</p>	関連する 政策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理由	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に係る法律は平成8年の法改正時において、販売事業を許可制から登録制に緩和するとともに、販売と保安の分離及び自主保安体制の確立を目指したものになっている。一方、現在でも一般消費者起因等の液化石油ガス事故が多く発生していることから、今後も引き続き液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化を図る必要があるため。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

0001

180196701490001

<p>通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)</p>	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の運用及び解釈について</p>
<p>通知・通達等への委任の 根拠となる法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法令の 委任の範囲に入る理由</p>	<p>—</p>

0002

180196701490001

<p>通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)</p>	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の運用及び解釈について</p>
---------------------------------	---

<p>通知・通達等への委任の 根拠となる法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法令の 委任の範囲に入る理由</p>	<p>—</p>

0003

180196701490001

<p>通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)</p>	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について</p>
<p>通知・通達等への委任の 根拠となる法令の条項</p>	<p>—</p>

通知・通達等が法令の  
委任の範囲に入る理由

-